

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 愛知県名古屋市昭和区吹上町二丁目19番地の2
氏 名 株式会社テルスター
(法人にあっては名称及び代表者の氏名) 代表取締役 落昌司

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する。

鹿児島県知事 塩田康一



許可の年月日 令和 6年 5月 24日
許可の有効年月日 令和 10年 3月 6日

1 事業の範囲

廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物又は水銀使用製品産業廃棄物を含み、自動車等破砕物を除く。）、金属くず（石綿含有産業廃棄物又は水銀使用製品産業廃棄物を含み、自動車等破砕物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物又は水銀使用製品産業廃棄物を含み、自動車等破砕物を除く。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）、汚泥（石綿含有産業廃棄物又は水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、廃油、紙くず（石綿含有産業廃棄物を含む。）、木くず（石綿含有産業廃棄物を含む。）、繊維くず（石綿含有産業廃棄物を含む。）

以上9種類（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）の収集及び運搬（積替え又は保管を除く。）

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ（積替え又は保管を行う場合に限る。）

なし

3 許可の条件

なし

4 許可の更新又は変更の状況

新規許可	令和5年3月7日
------	----------



変更許可	令和 6 年 5 月 24 日	取り扱う産業廃棄物の種類の「廃プラスチック類（水銀使用製品産業廃棄物を含み，自動車等破砕物を除く。）」を「廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物又は水銀使用製品産業廃棄物を含み，自動車等破砕物を除く。）」に，「金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含み，自動車等破砕物を除く。）」を「金属くず（石綿含有産業廃棄物又は水銀使用製品産業廃棄物を含み，自動車等破砕物を除く。）」に，「ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（水銀使用製品産業廃棄物を含み，自動車等破砕物を除く。）」を「ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物又は水銀使用製品産業廃棄物を含み，自動車等破砕物を除く。）」に，「がれき類」を「がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）」に，「汚泥（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）」を「汚泥（石綿含有産業廃棄物又は水銀使用製品産業廃棄物を含む。）」に，「紙くず」を「紙くず（石綿含有産業廃棄物を含む。）」に，「木くず」を「木くず（石綿含有産業廃棄物を含む。）」に，「繊維くず」を「繊維くず（石綿含有産業廃棄物を含む。）」に変更
------	-----------------	--

5 鹿児島市の積替え許可の有無

有・☒無

6 規則第 9 条の 2 第 8 項の規定による許可証の提出の有無

☒有・無